

消費者庁食品表示企画課様

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた食品表示の弾力的運用について

2020年6月9日
食品産業センター

新型コロナウイルス感染症の拡大により、食品製造業者が海外からの原料調達の変更や国内での製造所固有記号の変更等食品表示の予定外の変更を迫られる中、速やかに標記運用通知を発出して頂き、感謝申し上げます。

感染拡大が国内的には落ち着いてきた中で、今後の弾力的運用についての要望や利用状況について、貴庁のご担当からのご指摘も踏まえ調べました。

下記の通り会員企業・団体からの報告を取りまとめましたので、ご報告いたします。

記

1 弾力的運用の継続の必要性の有無について

ア 原料原産地表示等国際的な原料調達にかかる事例について

新たな原料原産地表示に取組んでいる事業者からは、世界的には南半球などで感染拡大が止まらない状況であること、北半球でも今後の生産状況や相場が見通せないこと、海外原料の物流が不安定なことなどから、一部、栄養成分表示も含め原料原産地表示について継続を望む声が多くあります。

終期については、世界的な感染拡大の終期が見通せない中、難しいとの声が多く寄せられていますが、少なくとも今後1年は必要との声もあります。

イ 製造所固有記号等国内要因に基づく事例について

国内における集団感染で工場の操業が止まるといった直接的な被害は聞かれていませんが、外出自粛や外食・レストラン等の休業要請の影響から業務用食品の需要が減少する一方で、一般加工食品の需要が急増し、他工場での生産を急遽行わなくてはならないといった事例が出てきています。

また、アルコール不足で、アルコール関連原料の使用量を減らざるを得なくなり、原材料表示との関係で齟齬が生じている例等もあります。

これについても、国内での外食、レストラン等の今後の業務用需要の動向やアルコール不足が解消される時期などについて、見通すことは難しいですが、少なくとも、国内での経済活動の本格化が期待される秋から年内一杯までは必要との声もあります。

2 弾力的運用を利用した具体的事業者の有無と商品について

ア 原料原産地表示等国際的な原料調達にかかる事例について

新たな原料原産地表示を行っているメーカーの多くが、一定量の在庫を有していたこともあり、実際に原料原産地表示の特例措置を利用したとの報告はありません。しかし、醤油業界、飲料業界、マヨネーズ・ドレッシング業界では一部企業がすでに、原料調達先を変更し、今後、弾力的運用を利用するとの報告がありました。（商品としては、醤油、果汁飲料）

イ 製造所固有記号等国内要因に基づく事例について

一般加工食品の需要急増を受け、製造所固有記号については、マヨネーズ・ドレッシング業界の一部企業がすでに5月末に弾力的運用を申請済みであり、即席めん業界では、一部企業が6月に申請予定、飲料業界でも一部企業が申請予定との報告があります。（商品としては、調味料、即席めん、果実酒）

なお、アルコール不足によるものは生めん業界の一部企業から、原材料表示について5月末に弾力的運用の利用を行ったとの報告があります。

以上